# 田北九州市公報

# 発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**人** 

	<b>♦</b>	規	則	ページ
0	北九州市港湾施設管理条例施? 局港営部港営課】	ī規則(	の一部を改正する規則【港湾空港	4
	<b>♦</b>	告	示	
0	精神通院医療に係る指定自立式 祉部精神保健・地域移行推進認		療機関の指定【保健福祉局障害福	5
0	育成医療及び更生医療に係る抗 局障害福祉部障害者支援課】	章定自:	立支援医療機関の指定【保健福祉	6
0	令和6年度地籍調査事業計画に 部総務課】	こ基づ	く地籍調査【都市整備局総務用地	7
	<b>♦</b>	公	告	
0	北九州市が発注する測量業務、 参加資格審査の受付方法等【技		コンサルタント業務等の競争入札 理局契約部契約制度課】	8
0	北九州市が発注する物品等供約 法等【技術監理局契約部契約制		の競争入札参加資格審査の受付方 】	1 1
0			- 【都市戦略局計画部都市計画課】	1 4
				14
	$\Diamond$	上下:	水道局	
0	給水装置工事事業者の指定【」	:下水	道局水道部配水管理課】	
0	排水設備指定工事店の指定【」	-下水	道局下水道部下水道保全課】	1 5
0	北九州市上下水道局が発注する	5物品等	等供給契約の競争入札参加資格審	1 6
	査の受付方法等【上下水道局総	総務経	営部経営企画課】	1 7
0			業務、建設コンサルタント業務等 等【上下水道局総務経営部経営企	
	画課】			2 0

# ◇ 交 通 局

0	北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等の競 争入札参加資格審査の受付方法等【交通局総務経営課】	2 3
0	北九州市交通局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審査の 受付方法等【交通局総務経営課】	
	文的为公安【文题问题初胜占体】	2 6
	◇ 公営競技局	
0	北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務等 の競争入札参加資格審査の受付方法等【公営競技局総務課】	2 9
0	北九州市公営競技局が発注する物品等供給契約の競争入札参加資格審 査の受付方法等【公営競技局総務課】	3 2

# 本号で公布された条例等のあらまし

# ◇北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

新門司フェリー1号岸壁、新門司フェリー2号岸壁、新門司フェリー3号岸壁及び浅野2号岸壁の用途指定を廃止することにしました。

この規則による改正後の規定は、令和6年4月1日から適用することにしました。

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和6年6月3日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第26号

北九州市港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市港湾施設管理条例施行規則(昭和52年北九州市規則第31号)の 一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第21条を次のように改める。

第21条 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第3条及び第21条の規定は、 令和6年4月1日から適用する。 北九州市告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支 援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告 示する。

令和6年6月3日

北九州市長 武 内 和 久

# 1 薬局 (精神通院医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
武内薬局	北九州市小倉南区星和台一丁目1番10号	令和 6 年 6 月 1 日
有限会社くれない薬局 小倉店	北九州市小倉南区下石田一丁目 2 番 5 号	令和 6 年 6 月 1 日

# 2 訪問看護 (精神通院医療)

指定自立支援医療機関	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
の名称		
訪問看護ステーション	北九州市小倉北区赤坂二丁目17	令和6年6
トップシップ	番31号赤坂ハイツ204号	月 1 日
訪問看護ステーション	北九州市小倉南区沼緑町二丁目9	令和6年6
つむぐ	番1号	月 1 日
訪問看護ステーション	北九州市八幡西区上上津役五丁目	令和6年6
あまね	10番2号	月 1 日
訪問看護ステーション	北九州市小倉南区重住二丁目4番	令和6年6
みちくさ	20号	月 1 日

北九州市告示第276号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指 定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次の とおり告示する。

令和6年6月3日

北九州市長 武 内 和 久

# 1 薬局(育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療機関	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
の名称		
武内薬局	北九州市小倉南区星和台一丁目1	令和6年6
	番10号	月1日
有限会社くれない薬局	北九州市小倉南区下石田一丁目2	令和6年6
小倉店	番 5 号	月1日

#### 2 訪問看護(育成医療及び更生医療)

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ハレレココ	北九州市小倉南区葛原一丁目2番35-602号	令和 6 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション つむぐ	北九州市小倉南区沼緑町二丁目9番1号	令和 6 年 6 月 1 日

北九州市告示第277号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定により、 令和6年度地籍調査事業計画に基づく地籍調査を行うので、同法第7条の規定 により次のとおり告示する。

令和6年6月3日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 福岡県知事により令和6年度地籍調査事業計画が定められた年月日 令和6年5月28日
- 2 調査を実施する者の名称北九州市
- 3 調査地域

小倉南区	上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田六丁目、中吉田一
	丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目、中
	吉田六丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目及び大字吉田
	の各一部
八幡西区	本城一丁目、本城二丁目、本城三丁目、本城東二丁目、
	本城東三丁目 、力丸町及び大字本城の各一部

#### 4 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

北九州市公告第397号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 業務の種類
  - (1) 測量業務
  - (2) 建築関係コンサルタント業務
  - (3) 設備設計業務
  - (4) 土木関係コンサルタント業務
  - (5) 地質調査業務
  - (6) 補償関係コンサルタント業務
  - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和6年7月11日から同月25日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページ アドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面 上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定め る書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)

- エ 申請業務に関する調書(その2)
- 才 使用印鑑届
- カ 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書
- (3) 提出先

7803 - 8501

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
  - 令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号(北九州市役所15階)

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第398号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
  - (1) 印刷·写真
  - (2) 事務用品
  - (3) 機械器具
  - (4) 自動車・船舶
  - (5) 家具·装飾
  - (6) 縫製·繊維製品
  - (7) 薬品
  - (8) 燃料
  - (9) 教材·書籍·美術品
  - (10) 建設資材
  - (11) 農林・園芸
  - (12) 日用品・雑貨・百貨
  - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和6年6月20日から同年7月10日まで(日曜日及び土曜日を除く。

- )の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからサまでは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市 入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
  - 令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市技術監理局契約部契約制度課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市技術監理局契約部契約制度課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2545

FAX 093-582-3113

北九州市公告第400号

都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第21条第2項において準用する法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都 市計画の変更案について、北九州市に意見書を提出することができる。

令和6年6月3日

北九州市長 武 内 和 久

- 都市計画の種類
  地区計画
- 2 都市計画の名称及び区域

名 称	区域
舞ケ丘地区地区計画	北九州市小倉南区舞ケ丘一丁目、舞ケ丘二
	丁目、舞ケ丘三丁目、舞ケ丘四丁目、舞ケ
	丘五丁目、舞ケ丘六丁目及び大字横代地内

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和6年6月17日まで(日曜日及び土曜日を除く。) の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書 を、令和6年6月17日までに北九州市都市戦略局計画部都市計画課に到着 するように提出すること。 北九州市上下水道局告示第18号

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定による給水 装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次 のとおり告示する。

令和6年6月3日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店の	代表者	所在地	指定年月日
	名 称			
N - 179	株式会社栄住産	髙瀨直弘	北九州市八幡西	令和6年6
	業		区青山一丁目8	月 3 日
			番 4 号	
N - 180	とくわき住設	徳脇孝司	北九州市八幡西	令和6年6
			区下上津役二丁	月 3 日
			目10番7号	
N - 1 8 1	北九州設備	矢野充人	北九州市八幡西	令和6年6
			区塔野一丁目1	月 3 日
			3番22号	

北九州市上下水道局告示第19号

北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号)第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和6年6月3日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

指定番号	工事店名	所在地	指定の有効期間
	代表者		
1 0 6 9	有限会社宝亀土建	門司区大字畑2059	令和6年6月1日から
	中村美鈴	番 1 号	令和11年5月31日
			まで
8 1 4 0	エスケイ株式会社	直方市大字感田281	令和6年6月1日から
	川﨑一憲	3番地1	令和11年5月31日
			まで

北九州市上下水道局公告第93号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市上下水道局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市水道局管理規程第2号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
  - (1) 印刷·写真
  - (2) 事務用品
  - (3) 機械器具
  - (4) 自動車·船舶
  - (5) 家具・装飾
  - (6) 縫製·繊維製品
  - (7) 薬品
  - (8) 燃料
  - (9) 教材・書籍・美術品
  - (10) 建設資材
  - (11) 農林・園芸
  - (12) 日用品・雑貨・百貨
  - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和6年6月20日から同年7月10日まで(日曜日及び土曜日を除く。

- )の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからサまでは 、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市 入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

 $\mp$  8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
  - 令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市上下水道局公告第94号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市上下水道局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市上下水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市水道局管理規程第9号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州市上下水道局長 持 山 泰 生

- 1 業務の種類
  - (1) 測量業務
  - (2) 建築関係コンサルタント業務
  - (3) 設備設計業務
  - (4) 土木関係コンサルタント業務
  - (5) 地質調査業務
  - (6) 補償関係コンサルタント業務
  - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和6年7月11日から同月25日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

#### (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- 才 使用印鑑届
- 力 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

5 競争入札参加資格の審査結果の通知

令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。

6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市上下水道局総務経営部経営企画課

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3137

FAX 093-582-3100

北九州市交通局公告第21号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市交通局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市交通局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成6年北九州市交通局管理規程第4号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州交通局長 白 石 基

- 1 業務の種類
  - (1) 測量業務
  - (2) 建築関係コンサルタント業務
  - (3) 設備設計業務
  - (4) 土木関係コンサルタント業務
  - (5) 地質調査業務
  - (6) 補償関係コンサルタント業務
  - (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和4年7月11日から同月25日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

## (2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- 才 使用印鑑届
- 力 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
  - 令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市交通局公告第22号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市交通局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成7年北九州市交通局管理規程第1号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州市交通局長 白 石 基

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
  - (1) 印刷·写真
  - (2) 事務用品
  - (3) 機械器具
  - (4) 自動車·船舶
  - (5) 家具·装飾
  - (6) 縫製·繊維製品
  - (7) 薬品
  - (8) 燃料
  - (9) 教材・書籍・美術品
  - (10) 建設資材
  - (11) 農林・園芸
  - (12) 日用品・雑貨・百貨
  - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和6年6月20日から同年7月10日まで(日曜日及び土曜日を除く。

- )の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからサまでは 、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市 入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

 $\mp$  8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
  - 令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市交通局総務経営課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに 北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する間合せ先

北九州市交通局総務経営課

北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市公営競技局公告第14号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市公営競技局が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市公営競技局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第10号)第2条において準用する北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第60号。以下「規則」という。)第4条第2項(規則第11条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第4条第4項(規則第11条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州市公営競技局長 春 日 伸 一

#### 1 業務の種類

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務
- (3) 設備設計業務
- (4) 土木関係コンサルタント業務
- (5) 地質調査業務
- (6) 補償関係コンサルタント業務
- (7) 前各号に掲げる業務以外の調査、測定、コンサルタント業務
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げ た者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和6年7月11日から同月25日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで

- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類イからエまで、カ、コ及びサは、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからカまで、クからコまで及びスは、前号による申請 の後、北九州市入札参加資格審査申請システムより入手することができる

ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)

- イ 申請業務に関する登録等の証明書
- ウ 申請業務に関する調書(その1)
- エ 申請業務に関する調書(その2)
- 才 使用印鑑届
- 力 委任状
- キ 印鑑証明書
- ク 業務経歴書
- ケ 技術者経歴書
- コ 北九州市内事業所等調書
- サ 北九州市税に係る納税証明書
- シ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- ス 誓約書
- (3) 提出先

T 8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
  - 令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476

北九州市公営競技局公告第15号

令和6年10月1日から令和8年9月30日までの間において、北九州市公営競技局が発注する物品の売買、製造の請負その他の契約(建設工事の請負契約及び測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務等の委託契約又は請負契約を除く。)の一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者の名簿を作成するために、北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号)第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第9条において準用する場合を含む。)の定時受付を行うので、規則第3条第4項(規則第9条において準用する場合を含む。)の規定により、競争入札参加資格の審査の申請書の提出時期、申請方法等を次のとおり公告する。

令和6年6月3日

北九州市公営競技局長 春 日 伸 一

- 1 申請の対象となる物品等及び役務の種類
  - (1) 印刷·写真
  - (2) 事務用品
  - (3) 機械器具
  - (4) 自動車·船舶
  - (5) 家具・装飾
  - (6) 縫製·繊維製品
  - (7) 薬品
  - (8) 燃料
  - (9) 教材・書籍・美術品
  - (10) 建設資材
  - (11) 農林・園芸
  - (12) 日用品・雑貨・百貨
  - (13) サービス
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(特別の理由がある場合を除く。)
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(特別の理由がある場合を除く。)

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後別に 定める期間を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人 又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正 な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定 による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価 の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後別に定める期間を 経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その 他の使用人として使用した者
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (6) 競争入札に参加しようとする業務に関し、法律上必要とされる資格 を有しない者
- 3 申請の受付日時

令和6年6月20日から同年7月10日まで(日曜日及び土曜日を除く。

- )の毎日午前9時から午後8時まで
- 4 申請書の受付方法
  - (1) 申請方法

インターネットを利用して下記北九州市技術監理局契約部ホームページアドレスから北九州市入札参加資格審査申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、速やかに次号に定める書類を提出する。

北九州市技術監理局契約部ホームページアドレス http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp

(2) 提出書類

申請内容を電子的に送付した後、次に掲げる書類(以下「提出書類」と

いう。)を書留郵便にて提出すること。ただし、提出書類オからサまでは 、必要に応じて提出することとする。

なお、提出書類ウからオまで及びケは、前号による申請の後、北九州市 入札参加資格審査申請システムより入手することができる。

- ア 登記事項証明書(個人の場合は、身分に関する証明書)
- イ 印鑑証明書
- ウ 使用印鑑届
- 工 誓約書
- 才 委任状
- カ 北九州市税に係る納税証明書
- キ 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの)
- ク 営業に関する許認可証の写し
- ケ 契約実績経歴書
- コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書
- サ 社会的責任・社会貢献関係資料
- (3) 提出先

 $\mp$  8 0 3 - 8 5 0 1

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約制度課

(4) 申請に用いる言語

申請に用いる言語は日本語とし、提出書類で外国語を用いて記載しているものは日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 5 競争入札参加資格の審査結果の通知
  - 令和6年9月30日までに資格審査結果通知書により通知する。
- 6 競争入札参加資格の有効期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

7 競争入札参加資格を有する者の名簿の公開方法

北九州市公営競技局総務課及び北九州市立文書館で閲覧に供するとともに 北九州市技術監理局契約部ホームページで公開する。

8 公告に関する問合せ先

北九州市公営競技局総務課

北九州市若松区赤岩町13番1号

電話 093-791-5010

FAX 093-791-1476